

## Ⅷ 漁船登録票の検認に関する事項

登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したときは、農林水産省令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から5年を経過したときもまた同様とする（漁船法第13条）。

### 1 検認の届出

#### (1) 検認の場所及び期日の届出

ア 登録票の交付の日又は検認の日から起算して5年を経過する日の1月前までに、検認を受けようとする場所及び期日を届け出なければならない（漁船法施行規則（以下「規則」という。）第11条の2第2項）。

イ 検認は、知事が指定した場所及び期日において行う（規則第11条の2第1項）。

ウ 検認の期日は、登録票の交付の日又は検認の日から起算して5年を経過した日から6月を超えない期間内でなければならない（規則第11条の2第3項）。

エ 届出書（2ページ）の添付書類については、「2 提出書類一覧表」を参照のこと。

#### (2) 検認基準

「漁船登録検認基準」（平成14年4月26日付14水管第281号水産庁長官）による。

#### (3) 検認対象船の受検準備

ア 検認場所は原則として一箇所にする。

イ 予め準備するもの

登録票、船舶検査手帳、機関の要目表

銘板（メーカー製）、管理銘板（海洋水産システム協会製）の箇所を予め確認しておくこと。

### 2 提出書類一覧表

	トン数階層区分	
	20トン未満	20トン以上
届出書（2ページ）	○	○
船舶検査証書（写）	①	○
船舶国籍証書（写）		○
船舶検査手帳（写）	①	①
船舶件名表（写）		①

① 海外出漁時等の理由により実船による検認ができない場合に添付する。

### 3 提出書類の様式

様式第4号（福島県漁船法施行細則第10条関係）

## 漁船登録票検認届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称 ⑩

下記により漁船及び登録票について検認を受けたいので、漁船法施行規則第11条の2第2項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 登録番号
- 2 船名
- 3 検認を受ける希望の場所及び期日

この欄に福島県収入証紙を貼付する